

談のあれごれ

No.144

発行:東澳西部広域行政事務組合

スキマ時間に気軽に稼げるとうたう副業トラブル!

SNSや動画広告、インターネット検索等で見つけた副業サイトで「"いいね"を押すだけ」 「スタンプを送る だけ」「スクリーンショットを撮るだけ」等の簡単な作業(タスク)で稼げるという副業に応募したところ、高額 報酬を得るにはまず振り込みをするよう指示され、その後も様々な理由で振り込みをさせられた挙句、高 額報酬は得られなかったというトラブルが増加しています。手口としては、始めに簡単なタスクをすると数 百円程度の報酬を得られることが多く、今後も報酬を得られるだろうと信用してしまい、高額な費用負担を 求められてもそれ以上の報酬が得られることを期待して金銭を支払ってしまいます。このようにスキマ時間 を使って、「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告は詐欺の可能性があるのでうのみにしないよう にしましょう。



こんな相談ありました

<mark>大手電話会社と称する自動音声の電話があり、未納</mark> 料金があるので、電話するよう言われ電話した。サ <mark>イト利用料が1年間未納になっており、裁判にかけ</mark> られている。未納料金の30万円を本日中に支払え ば裁判を止めると言われ、指定された口座に振り込 んだが、他にも未納があると50万円請求された。

身に覚えのない未納料金を請求されても言われるま ま支払ってはいけません。不明な点がある場合は、 事業者の公式の連絡先を自分で調べて、問い合わせ <mark>てください。この事例では振込のため、振り込め詐</mark> 欺救済法の対象になり、警察に被害届け出後、振込 先の銀行に連絡しましたが、お金を取り戻すことは 困難でした。電子マネーで支払い請求される場合も <mark>ありますが、これらも同じです。非通知や知らない</mark> 番号からの電話には出ないのがトラブル防止に効果 的です。

## 9月の相談件数

新規·継続合計

店舗購入	14 件
訪問販売	13 件
訪問購入	1 件
通信販売	32 件
連鎖販売	1 件
電話勧誘	14 件
送り付け商法	1 件
無店舗販売	0 件
不明・無関係	16 件

\*不明・無関係とは、上記分類に含まれないもの。 例えば、架空請求はがき等

消費生活相談窓口のご案内 ※原則、相談は住所地の窓口をご利用ください 時 間/10:00~16:00 相談料/無料

談/原則予約制

約/相談を受けたい窓口

月~金曜日 多治見市役所本庁舎 くらし人権課/ 22 - 1134

火曜日 瑞浪市役所 市民協働課/68-9748 金曜日 土岐市役所 生活環境課/54-1111

E-mail 相談/kouiki@tono-seibu.org

相

東濃西部広域行政事務組合 消費生活巡回相談事業